

# 研究開発課題概要書（基盤研究）

## 1. 課題名（研究開発期間）【住宅・都市研究グループ】

都市計画基礎調査の実務的技術動向に関する基礎研究  
（平成 26～27 年度）

## 2. 背景・目的・必要性

都市計画法第 6 条では、都市計画に関する基礎調査として、都道府県が概ね 5 年に一度、都市計画区域を対象に、同施行規則 5 条で定めた 13 カテゴリーの調査を、その具体的内容・方法は実施主体が決定し、これに沿って調査を行うこととされている。具体的内容の指針として、実施要領を国が定め、都道府県の参考に供してきた。平成 25 年 6 月に新しい実施要領が約四半世紀ぶり（その前の改訂は昭和 62 年 1 月）に改訂された。

- ・ 現在の基礎調査の実施実務においては、既往研究などから次のような課題がある。
  - 平成の大合併による行政区域の広域化や、都市計画決定権限の基礎自治体への移行などを経て、基礎調査においても基礎自治体の果たす役割は以前よりも重要になってきており、都道府県では市町村向けに実施要領を追記・修正等を行って対応しているが、新しい技術動向には十分な対応が困難で、こうした都道府県と基礎自治体との連携において参照できるような技術的資料がないこと
  - 調査の実施自体が高度な技術を必要とする一方で、財政的制約や入札契約制度の変化がある中、外部委託の際に参照する技術的資料（例えば標準仕様書）がないこと
  - 東日本大震災後の津波被災現況調査において、被害状況以外のデータも調査されたが、基礎調査での実施要領に示されていない項目があり、調査方法を巡って地場の受注業者が苦勞したことなどのエピソードから、非常時を意識した調査を効率的に行うには、平常時の調査内容との整合を図っていくこと等を検討する必要性があること
- ・ こうした背景に対し、都道府県・基礎自治体・コンサルタント等の関係が地域によって様々でその全容さえ把握されていないこと等が課題としてある
- ・ この検討において必要となる市町村に対する調査は、建研でかつて行った調査が唯一の調査であるが、知見の陳腐化が進んでいるため、アップデートが必要である。また同様にコンサルタント等への調査は、これまで系統的に行われたことがない。

新しい基礎調査実施要領や、地理空間活用推進基本法施行後の地理空間情報に関連する技術動向などを踏まえ、実際に調査にあっている都道府県、基礎自治体、コンサルタント等が実務的な視点から、これらの動向にどのように対応しているのか、また対応できていない点はどこか、それらのそれぞれの役割や関係性を詳しく調査することにより、また、災害時対応との関係から東日本大震災後の津波被災現況調査時の実施における体制や課題をトレースすることなどを通じて、実務的な観点からの都道府県と基礎自治体、コンサルタント間の役割分担やそ

ここに介在する技術的なボトルネック（課題）の抽出などを行う。

### **3. 研究開発の概要**

都市計画基礎調査の実施においては、都道府県だけでなく基礎自治体やコンサルタント等との連携が欠かせない中、関係する各主体間の役割分担や相互関係の全容は把握されてこなかった。基礎調査に関わる各主体への大規模なアンケート調査や、インタビュー調査等を通じて、その動向をつぶさに把握し、基礎調査にかかわる主体間の関係性や、平常時と非常時の連携などに対する技術的ボトルネックを明らかにする基礎研究

### **4. 達成すべき目標**

- ・ 都道府県・基礎自治体・コンサルタント等の基礎調査に関わる主体間の特に地域による違いに着目した相互関係や役割分担の解明
- ・ 平常時と非常時の調査内容の整合化を図る上での参照できる技術的知見の蓄積